輸入統計品目表第五二〇五・一一号中

「	――綿のみから成るもの		
021	――――漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	KG	を
022	――――その他のもの	KG	」
「	――綿のみから成るもの	KG	に

改める。

輸入統計品目表第五二〇五・四一号中

「	――その他のもの		
021	――――他の繊維を交えてないもの	KG	を
029	――――他の繊維を交えたもの	KG	」
「	――その他のもの	KG	に

改める。

輸入統計品目表第六一〇六・一〇号中

「	――しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
011	――――合成繊維製のもの	NO	を
012	――――再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	」
「	――その他のもの		
013	――――合成繊維製のもの	NO	を
019	――――再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	」
「	――しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
014	――――合成繊維製のもの	NO	に
018	――――その他のもの	NO	」

改める。

輸入統計品目表第六一一一・一一号を次のように改める。

6211. 11	000	――男子用のもの	NO

輸入統計品目表第六一一一・四九号中

「	――毛皮付きのもの		
110	――――羊毛製又は繊獣毛製のもの	NO	を
190	――――その他のもの	NO	」
「	――毛皮付きのもの	NO	に

改める。

輸入統計品目表第六一一七・一〇号中

「	――靴下類	PR	を

削る。

輸入統計品目表第六四〇一・九九号中「ストラップ又はバックルで」を削る。

輸入統計品目表第六四〇六・九〇号中

110	――――革製のもの		
「	――――毛皮を使用したもの	KG	を
110	――――革製のもの（毛皮を使用してあるかないかを問わない。）	KG	」
「	――その他のもの	KG	に

改める。

輸入統計品目表第七三一六・九〇号中

「	――鉄鋼製シャフト	KG	を

削る。

輸入統計品目表第八二〇七・七〇号中

「	――作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの（刃が取り付けられているかないかを問わない。）	KG	を

削る。

輸入統計品目表第九〇二〇・八九号中

「	――ロジックアナライザー	NO	KG

」を削る。

○文部科学省告示第百六十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十月四日

文部科学大臣　田中眞紀子

上欄	下欄		
無形文化財	保持者		
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
歌舞伎女方	守田　伸一	坂東玉三郎	昭和二十五年四月二十五日	東京都港区高輪四―二四―五五―二〇二

○文部科学省告示第百六十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加認定したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年十月四日

文部科学大臣　田中眞紀子

上欄	下欄		
重要無形文化財	保持者		
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
狂言	山本東次郎		昭和十二年五月五日	東京都杉並区和田一―五五―九